

大阪市教育局事務局会計年度任用職員(特別支援教育サポーター)募集要項

1 募集人数

- ① 時間額勤務 小学校・中学校及び義務教育学校 若干名(各校の状況による)
- ② 月額勤務 小学校・中学校及び義務教育学校 若干名(各校の状況による)

2 業務内容

大阪市立小学校・中学校及び義務教育学校において、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に向け、特別支援教育サポーターを配置し、校内の特別支援教育の体制を整備し、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組む。

- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもが相互に理解を深め、互いを認め合うための支援等
- ・通常学級および特別支援学級に在籍する個別支援の必要な障がいのある児童生徒の学習補助や生活補助(通学支援及び給食に関わる業務や摂食支援含む)等
- ・地域に居住する特別支援学校在籍の児童生徒がいる場合の交流及び共同学習における居住地校訪問時の支援等
- ・校外及び課外活動における障がいのある児童生徒の介助および支援等
- ・障がいのある児童生徒に関わる教材作成や環境整備の支援等
- ・その他学校長が指示する業務等

3 応募資格

- (1) 平成19年4月1日以前に生まれた方
- (2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格条項)

- 1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)の応募資格を満たす方がこの募集の申込をすることができます。

・学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も応募できます。

(注) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

- ① 時間額勤務

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

※勤務日は原則、授業日とする。

(〈1学期〉4/8～7/18、〈2学期〉8/25～12/24、〈3学期〉1/8～3/24の予定 ※変更する場合があります。)

※上記に関わらず各種行事など校長が特に必要と認める場合においては、この限りではありません。

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(更新は2回まで最長3年)

② 月額勤務

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

※夏季休業及び冬季休業等の長期休業期間中も勤務となります。

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(更新は2回まで最長3年)

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

① 時間額勤務

【勤務時間】

・午前8時30分～午後5時00分の間で1時間単位(最長6時間勤務)

【勤務日数】

・週1日～週5日(ただし、週の勤務時間が15時間以内)

※複数の会計年度任用職員の職を兼務する場合、週勤務時間の合計を原則として30時間までとします。

※上記に関わらず各種行事など校長が特に必要と認める場合においては、この限りではありません。

※1日6時間の勤務を超える場合においては、少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を設定します。なお、6時間の勤務を超えない場合においても、必要に応じて休憩時間を設定することができます。

※時差勤務については、勤務校の管理職へご相談ください。

② 月額勤務

【勤務時間・日数】

ア 週4日・20時間勤務(月曜日から金曜日のうち勤務を割り振らない1日を公休日とする)

午前8時30分～午後5時00分の間で5時間

イ 週5日・25時間勤務

午前8時30分～午後5時00分の間で5時間

ウ 週5日・30時間勤務

午前8時30分～午後5時00分の間で6時間

※複数の会計年度任用職員の職を兼務する場合、週勤務時間の合計を原則として30時間までとします。

※上記に関わらず各種行事など校長が特に必要と認める場合においては、この限りではありません。

※1日6時間の勤務を超える場合においては、少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を設定します。なお、6時間の勤務を超えない場合においても、必要に応じて休憩時間を設定することができます。

※時差勤務については、勤務校の管理職へご相談ください。

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市立小学校・中学校及び義務教育学校のいずれか

(4) 報酬等

報酬

① 時間額勤務

時間額 1,378円～1,548円

※期末勤勉手当なし

② 月額勤務

週 20 時間 110,200円～123,888円

週 25 時間 137,808 円～154,860円

週 30 時間 165,300 円～185,832 円

※期末勤勉手当(6月、12月に支給)が支給されます。

(注)報酬等については、採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

(注)上記の他に通勤にかかる費用弁償や勤務実績に応じた手当が支給されます。

(注)上記報酬等は、令和7年1月時点(募集時点)のものですが、今後、給与改定等により採用時には変更されること
があります。

(5) 休暇等

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(6) 社会保険

① 時間額勤務 なし

② 月額勤務 社会保険の加入対象となります。

共済組合(公立学校共済組合)、厚生年金保険(日本年金機構)等

(注)複数の会計年度任用職員の職を兼務する場合、週勤務時間の合計で 20 時間以上となる任用期間が2月を超える場合(雇用保険においては、31 日以上の場合)は、共済組合、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。学生は社会保険の適用除外ですが、休学中、定時制・通信制等の学生には適用されます。

※教育委員会の雇用する学校園の会計年度任用職員の職のみ。いきいき活動スタッフ指導員、幼稚園預かり保育指導員は対象外となります。

(7) 服務

ア 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

イ 営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 登録方法

特別支援教育サポーター名簿への登録にあたっては、書類申請及び登録面接が必要となります。

7 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は、必ず簡易書留(または簡易書留に準ずるもの)で申し込みください。

(注) 次の書類等に不備がある場合は、登録面接を受けられないことがあります。

(1) 大阪市教育委員会事務局会計年度任用職員(特別支援教育サポーター)登録票 1通

(注) 登録票は本市所定の様式に限ります。

(2) 履歴書 1通

(注) 過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

8 申込受付期間・受付場所

(1) 申込受付期間

- ・令和7年1月29日から令和8年1月28日まで、随時受付します。
- (土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月4日)を除く午前9時から午後5時まで)
- ・学校においては昼休み時間、大阪市教育委員会事務局においては午後0時15分～午後1時を除きます。

(2) 受付場所

次のいずれかの場所へ上記7(1)～(2)の本市所定の書類を持参または郵便等で送付してください。

- ① 特別支援教育サポーター配置予定の小学校・中学校及び義務教育学校
- ② 大阪市教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進室

(郵便番号:533-0023 住所:大阪市東淀川区東淡路1丁目4番21号)

※勤務を希望する学校が未定の場合は、上記②の受付先まで持参ください。

※郵送の場合「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした角型2号封筒に入れて、必ず簡易書留(または簡易書留に準ずるもの)で申込受付期間必着にて送付してください。

(3) 申込にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心たうえで、登録申請を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

9 登録面接選考及び面接会場について

- ・教育委員会事務局での登録面接選考の日時・会場等の詳細については、別途連絡します。
- ※勤務を希望する学校での申込の際には、受付と同時に登録面接をする場合があります。
- ・登録面接選考により不合格の場合は別途連絡します。

10 特別支援教育サポーターの採用について

登録面接選考による合格者は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、特別支援教育サポーター名簿に登

録となります。登録者には、欠員状況等を勘案しながら令和7年3月以降に配置予定校から勤務条件等の面談の日程調整連絡があります。

※ 特別支援教育サポーターの採用は、欠員状況等に応じて行いますが、名簿登録されたすべての方が採用されるわけではありません。また、時間額勤務・月額勤務の時間数が希望どおりの採用とならない場合がありますのであらかじめご了承ください。

11 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、すべて(応募資格・名簿登録・採用)無効となります。
- (2) 提出された書類等は、受付後返却しません。なお、大阪市が収集した個人情報を選考及び採用管理の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (3) この募集は、令和7年度予算が成立することを前提とした募集内容です。募集開始時点では令和7年度予算は成立していません。今後の状況により、今般の募集内容が変更となる可能性があることをご了承のうえ、お申し込みください。
- (4) 採用されることが決定した方は、健康診断書の提出が必要となります。健康診断書の提出がない場合は、採用を見合わせる場合があります。

※ 健康診断を受けるにあたって

ア 採用予定日から1年以内に健康診断を受けている方

→「胸部レントゲン検査」の項目(結果)が記載されている健康診断結果の写しを提出してください。

イ 採用予定日から1年以内に健康診断を受けていない方

→医療機関で、「胸部レントゲン検査」を受け、その結果の写しを提出してください。

※ 健康診断の費用は、自己負担となりますことをご了承ください。

(注) 大阪市では、「結核」の罹患率が高いため、学校園においても特別の注意を払っています。ご協力よろしくお願いたします。

12 問合せ先

〒533-0023 大阪市東淀川区東淡路1丁目4番21号

大阪市教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当(特別支援学級グループ)

電話番号:06-6327-0020・0030